

高知県グリーンニューディール基金対象事業の考え方

事業区分	事業実施主体	補助率	事業内容	補助対象となる内容
公共施設再生可能エネルギー等導入事業	市町村 一部事務組合 広域連合	10/10(下記以外)) 2/3(右記⑪高効率照明・高効率空調を導入する場合)	市町村、一部事務組合及び広域連合が所有する公共施設等であって、地域の防災拠点及び災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業	<p>【再生可能エネルギー等の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの例として、①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱等、⑥バイオマス、⑦その他(太陽熱、雪氷等) ・再生可能エネルギーに付帯するものとして、⑧蓄電池、⑨街路灯及び道路灯(再生可能エネルギー及び蓄電池を併設したLED街路灯及び調光機能を有するLED等長寿命の街路灯に限る)、⑩屋内高所照明(点灯時に大きな電圧が必要な水銀等をLED灯等長寿命の照明に更新する場合に限る)、⑪高効率照明・高効率空調(再生可能エネルギー等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために施設へ設置する場合に限る)、⑫その他(燃料電池等) <p>【公共施設等の例示】</p> <p>地方公共団体が所有する公共施設等であって、耐震性を有すると判断できる建築物等のうち、以下に例示する施設</p> <p>①社会福祉施設、②庁舎、③県民会館・公民館、④体育館、⑤診療施設、⑥警察本部・警察署、⑦消防本部・消防署、⑧下水道施設、⑨上下水道施設、⑩清掃工場、⑪学校、⑫公園</p> <p>【耐震性を有しているかどうかの参考情報(消防庁資料より)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物 ○昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物 ○耐震改修整備を実施した建築物 <p>【固定価格買取制度との関係】</p> <p>基金を活用して導入し、発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力の逆潮流は可能だが、売電収入については、基金に別勘定を設け、または新たな基金を造成し、その用途についても適切に管理するものとする。</p>
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業	民間事業者	1/3以内	地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど災害時等において地域の防災拠点となり得る施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業	<p>【再生可能エネルギー等の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの例として、①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱等、⑥バイオマス、⑦その他(太陽熱、雪氷等) ・再生可能エネルギーに付帯するものとして、⑧蓄電池、⑨街路灯及び道路灯(再生可能エネルギー及び蓄電池に併設したLED街路灯及び調光機能を有するLED等長寿命の街路灯に限る)、⑩屋内高所照明(点灯時に大きな電圧が必要な水銀等をLED灯等長寿命の照明に更新する場合に限る)、⑪高効率照明・高効率空調(再生可能エネルギー等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために施設へ設置する場合に限る)、⑫その他(燃料電池等) <p>【対象となる施設の例示】</p> <p>①医療施設、②公共交通機関の施設、③私立学校、④宿泊等施設、⑤コンビニ、⑥福祉避難所 等</p> <p>※ただし、④から⑥は災害時等に避難所等になり得るものに限る。</p> <p>【耐震性を有しているかどうかの参考情報(消防庁資料より)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物 ○昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物 ○耐震改修整備を実施した建築物 <p>【固定価格買取制度との関係】</p> <p>基金を活用して導入し、発電した電気は専ら自家消費に限る。買取制度による売電をする場合には補助の対象外。買取制度によらず個別契約による余剰電力の逆潮流は可能。</p>